

山形県空き家対策担い手育成スタートアップ支援モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県が地域の空き家問題の解決を図るため、山形県空き家対策エリアマネージャー（以下「エリアマネージャー」という。）が行う山形県空き家対策担い手育成スタートアップ支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、山形県空き家対策エリアマネージャー認定要綱（以下「認定要綱」という。）において使用する用語の例による。

(モデル事業の対象)

第3条 エリアマネージャーが実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、前年度に山形県空き家対策スタートアップ支援モデル事業費補助金の交付決定を受けている場合、対象外とする。

- (1) 認定要綱第2条第2号のエリア内の空き家の実態を把握する事業
- (2) 地域住民への空き家対策の意識啓発を行う事業
- (3) 市町村、及び地域住民との連携構築に資する事業であって前二号に掲げるものの以外のもの

(モデル事業の募集)

第4条 モデル事業の採択を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、令和5年7月31日までに、以下の書類を、知事に提出するものとする。

- (1) モデル事業申込書（別記様式第3号）
- (2) 事業計画書（別記様式第1号）
- (3) 経費内訳書（別記様式第2号）
- (4) 策定した地域空き家対策推進計画の写し
- (5) モデル事業案概要資料（任意様式）

(採択の通知)

第5条 知事は、モデル事業申込書の提出があったときは、別表により内容を審査し、モデル事業の採択をしたときは、申込者に結果を通知する。

- 2 知事は、審査にあたり、必要に応じてヒアリングを実施する。
- 3 採択するモデル事業は1者とし、複数の申込があった場合は、審査の合計点が最も高い者とする。

(変更の届出)

第6条 モデル事業の採択を受けた者は、以下の事項について変更があったときは、

変更届（別記様式第4号）により、その旨を知事に届け出るものとする。

- (1) 事業の内容
- (2) 資金計画

（採択の辞退）

第7条 モデル事業の採択を受けた者は、採択を辞退しようとする場合又はモデル事業の対象の要件を満たさなくなった場合は、辞退届（別記様式第5号）に採択の通知を添えて、知事に届け出るものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

別 記

- ・様式第1号 事業計画書
- ・様式第2号 経費内訳書
- ・様式第3号 モデル事業申込書
- ・様式第4号 変更届
- ・様式第5号 辞退届

『山形県空き家対策担い手育成スタートアップ支援モデル事業』審査基準

別表

審査項目	審査視点(大)	配点	審査視点(細)	審査のポイント	細配点				
					5	4	3	2	1
事業の目的	本事業の趣旨を理解し、目的に沿った事業計画となっているか。	10	本事業の理解度	本事業内容を十分理解し、認識しているか。	5	4	3	2	1
			本事業の方針との適合性	基本的考え方、具体的な方針、主要なポイントが明確であるか。	5	4	3	2	1
事業の実現性・継続性	事業が実現可能なものであり、運営の効率化が図られているか。	10	事業計画の実現性	事業計画の実現の可能性、事業の熟度はどうか。	5	4	3	2	1
			事業の効率性	事業の実施にあたり、費用対効果が最大限発揮されるための運営方法・計画の効率性が図られているか。	5	4	3	2	1
	事業の持続性や社会課題解決への寄与度、公平性等が確保されているか。	10	事業の継続性、発展性	事業が自立的に継続し、発展するかの観点から、事業の持続可能性があるか。	5	4	3	2	1
			社会貢献度、公平性	事業の成果を公表・展開、社会課題解決への寄与度、中立性・公平性の確保がなされているか。	5	4	3	2	1
情報発信	他のエリアにおいても実施が可能な事業か。	10	エリア内への情報発信	エリア内に対して情報発信を行い、地域住民の事業への理解や、空き家対策への意識醸成を図る取組みになっているか。	5	4	3	2	1
			エリア外への情報発信	県主催のセミナーや、情報発信ツールをもって、県民の空き家対策への意識醸成を図る取組みになっているか。	5	4	3	2	1
法令遵守	関係法令への適合性、安全性への配慮がなされているか。	10	対象法令編の適合確認	事業の実施にあたり、適用される法令について検討され、必要な手続き等を把握し対応されているか。	10	0	0	0	0
合計		50							

(採択基準)審査視点(大)毎に5点以上かつ、合計点数が30点以上の事業。